

2020年5月11日現在

しないじぎょうしゃ みなさま  
市内事業者の皆様へ

しんがたころなういるす えいきょう う じぎょうしゃ たい い か しえん  
新型コロナウイルスで影響を受ける事業者に対して、以下のように支援があ  
りますので、使ってください。

じぎょうしゃ じぎょう ひと かいしゃ みせ  
事業者とは・・・事業をする人。会社・お店  
などを経営する人

わかやまし しえん  
和歌山市の支援

ゆうし おかね か  
融資とは・・・お金を借りること  
しえん ちから か たす  
支援とは・・・力を貸して、助けること

ゆうし  
(1) 融資について

さいがいふつきゆうしえんしきん ゆうし はんい おお  
①災害復旧支援資金の融資の範囲が大きくなりました

わかやましちゆうしやうきぎやうゆうしせいど さいがいふつきゆうしえんしきん ころなういる  
・和歌山市中小企業融資制度の災害復旧支援資金について、コロナウイル  
スの影響を受けた人のために、新しく融資の範囲が増えました。

と あ しょうこうしんこうか  
問い合わせ：商工振興課 TEL 073-435-1233

じぎょう ゆうしせいど  
②事業についての融資制度

くに しょうきぼ じぎょうしゃかいぜんしきんせいど ころなういるす えいきょう う ひと  
・国の小規模事業者改善資金制度のコロナウイルスの影響を受けた人へ  
の融資について、和歌山市がその借りたお金の利子の分を代わりに払うの  
で、利子がなくなります。

ねん がつ にち あと ゆうし ぶん  
※2020年1月29日より後の融資の分だけです

わかやましちゆうしやうきぎやうゆうしせいど せーふていねつとしきん さいがいふつきゆうしきん  
・和歌山市中小企業融資制度のセーフティネット資金と災害復旧資金  
(コロナウイルスのために新しくできた範囲の分だけ)を使っている人  
の信用保証料の2分の1(30万円まで)を支援します。

ねん がつ にち あと ゆうし ぶん  
※2020年3月2日より後の融資の分だけです。

と あ しょうこうしんこうか  
問い合わせ：商工振興課 TEL 073-435-1233

ぜいきん  
(2) 税金について

わかやましぜい しはら とくべつ せいど  
①和歌山市税の支払いについての特別な制度

しんがたころなういるす えいきょう ねん がつ あと きかん げつ  
・新型コロナウイルスの影響で、2020年2月より後のどこかの期間(1か月  
以上)で、事業などについての収入が一年前の同じ期間に比べて大体  
20%以上減っていて、支払いをすることが難しい人に、1年間、市税の  
支払いを延期する特別な制度をつくりました。

と あ のうぜいか  
問い合わせ：納税課 TEL 073-435-1038

②償却資産と事業用家屋についての固定資産税等を減らす

・中小企業者などが新型コロナウイルスの影響で、2020年2月～10月の間のどこかの連続する3か月間で、売上げが一年前の同じ期間と比べて一定よりも多く減っている場合、2021年度の固定資産税・都市計画税を減らす、または失くします。

問い合わせ：資産税課 TEL 073-435-1037

償却資産と事業用家屋とは・・・  
事業のために使う、建物やそれ以外のものなどのこと

(3) 補助金について

①テイクアウト・デリバリーをする事業者の支援

・外出自粛の影響で、食べ物のテイクアウトやデリバリーをする、和歌山市に本店がある中小企業者（レストランなど）について、初期投資やキャンペーンに使ったお金の2分の1（10万円まで）を支援します。

対象となるお金：

テイクアウト・デリバリーについてのチラシなどをつくる、宅配バイク、クーラーボックスなど必要な物を買うお金、テイクアウト・デリバリー商品割引して売った時の割引したお金などを支援します。

問い合わせ：産業政策課 TEL 073-435-1040

②事業を大きくする・変更するための支援

・和歌山市内の中小事業者が事業を続けるために今している事業・サービスなどを大きくする・変更するために使ったお金の2分の1（20万円まで）を支援します。

問い合わせ：商工振興課 TEL 073-435-1233